

新旧対照表

新	旧
<p>1～3 (略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>玉村町は、高崎市・前橋市・伊勢崎市・藤岡市に囲まれ、周辺4市で約100万人の人口を抱える地域（群馬県では「県央」と称している。）の中心に位置している。通勤・通学に至便の地で活力ある町であるが、増え続けてきた人口も平成17年から減少傾向に転じてきており、<u>第6次玉村町総合計画（R3～R14）においては、「暮らすなら、ここがいい。」をキャッチフレーズとして、働く世代の定住促進を最重要課題に掲げ、まちづくりに取り組んでいるところである。本計画の実施校であるフェリーチェ玉村国際小学校は、開校以来、英語イマージョン教育による国際的な子どもの育成に取り組んでおり、県内外の保護者から支持を受け、児童数が急増している。今後も、県央地域の英語教育ニーズに応えるべく、英語教育が盛な本町で、その役割を担っていく。</u></p> <p>本町における義務教育課程の英語活動については、中学校において、平成3年より外国語指導助手（ALT）を採用している。小学校においても、平成14年から採用し、「総合的な学習の時間」を活用して英語に親しむ活動の取り組みを始めた。また、中学校では、アメリカ合衆国ワシントン州エレンズバーグ市民との交流を平成6年から開始し、中学生海外派遣事業（毎年20名を派遣）を実施するとともに、受け入れボランティアを定期的に招致し、交流を深めている。</p> <p>また、地元にある群馬県立女子大学とは、平成23年1月に「玉村町と群馬県立女子大学の連携協力に関する包括協定」を締結し、</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>玉村町は、高崎市・前橋市・伊勢崎市・藤岡市に囲まれ、周辺4市で約100万人の人口を抱える地域（群馬県では「県央」と称している。）の中心に位置している。通勤・通学に至便の地で活力ある町であるが、増え続けてきた人口も平成17年から減少傾向に転じてきており、<u>第5次玉村町総合計画（H23～H32）においても、働く世代の定住促進を最重要課題に掲げている。また、総合計画では、「県央の未来を紡ぐ玉村町」をキャッチフレーズとしてまちづくりに取り組んでいるところであり、県央地域の英語教育ニーズへの対応も本町エリアで担っていくというものである。</u></p> <p>本町における義務教育課程の英語活動については、中学校において、平成3年より外国語指導助手（ALT）を採用している。小学校においても、平成14年から採用し、「総合的な学習の時間」を活用して英語に親しむ活動の取り組みを始めた。また、中学校では、アメリカ合衆国ワシントン州エレンズバーグ市民との交流を平成6年から開始し、中学生海外派遣事業（毎年20名を派遣）を実施するとともに、受け入れボランティアを定期的に招致し、交流を深めている。</p> <p>また、地元にある群馬県立女子大学とは、平成23年1月に「玉村町と群馬県立女子大学の連携協力に関する包括協定」を締結し、</p>

連携を深めている。特に国際コミュニケーション学部も平成13年4月に設立され、公立中学校の放課後学習支援など英語教育に関する連携も図っている。

実施校のフェリーチェ玉村国際小学校と町内公立小学校の連携としては、双方をオンラインでつなぎ、子ども同士の交流を通して、英語で自己表現するという必要感のある状況で授業が行われている。さらに、本町の英語教育推進協議会（英語主任会議）にフェリーチェ玉村国際小学校の教諭も加わり、今後目指すべき英語教育を実現すべく、交流・協議を行っている。

町内公立学校の取り組みとしては、英語教育の充実を図るため、教育課程特例校申請をし、小学校1、2年生についても、外国語活動の授業を独自に実施している。また、外国語指導助手（ALT）を全小、中学校に配置している。さらに幼稚園にもALTを派遣することにより、幼小中12年間の一元教育による、英語能力の向上を図っている。

これらの事業を通じて、子どもたちや保護者の間に英語教育の必要性と充実を求める声が高まりつつある。これまで町が取り組んできた英語教育や国際交流事業などの更なる充実・発展を図るためにも、幼稚園や小学校など、早い段階から英語力や国際的なコミュニケーション能力を身に付けられる教育環境の整備が必要となっている。

5 (略)

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画の目標は、英語教育ニーズが高まる中、新たな教育事業として英語イマージョン教育を行う小学校を設置し、地域の要請に応えるとともに、町全体の英語教育の充実・振興及び地域の活

連携を深めている。特に国際コミュニケーション学部も平成13年4月に設立され、公立中学校の放課後学習支援など英語教育に関する連携も図っている。

(追加)

これらの事業を通じて、子どもたちや保護者の間に英語教育の必要性と充実を求める声が高まりつつある。これまで町が取り組んできた英語教育や国際交流事業などの更なる充実・発展を図るためにも、幼稚園や小学校など、早い段階から英語力や国際的なコミュニケーション能力を身に付けられる教育環境の整備が必要となってきている。

5 (略)

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画の目標は、英語教育ニーズが高まる中、新たな教育事業として英語イマージョン教育を行う小学校を設置し、地域の要請に応えるとともに、町全体の英語教育の充実・振興及び地域の活

性を図ることである。

具体的には、英語によるコミュニケーション能力の伸長、国際社会の理解促進及び国際人を育成するため、本計画では、民間企業の意欲とノウハウを活用して、「学校設置会社による学校設置事業（８１６）」による小学校を設置し、「国語」「社会」「算数」「理科」を除く教科等について、英語イマージョン教育による指導を行うものである。

また、具体的な教育目標としては、①「国際社会で活躍できる力を持つ子どもたちの育成」、②「英語を学びその背後にある生活・文化・国の違いを学んでいく国際理解と平和に役立つ子どもの育成」、③「国際化の中で、日本人としての歴史・文化・特性を身に付ける子どもの育成」に取り組むものである。英語能力の具体的な習得能力については、小学校卒業時に英検２級合格レベルの英語力を身につけることを目標とする。

7～8 （略）

性を図ることである。

具体的には、英語によるコミュニケーション能力の伸長、国際社会の理解促進及び国際人を育成するため、本計画では、民間企業の意欲とノウハウを活用して、「学校設置会社による学校設置事業（８１６）」による小学校を設置し、「国語」を除く教科等について、英語イマージョン教育による指導を行うものである。

また、具体的な教育目標としては、①「国際社会で活躍できる力を持つ子どもたちの育成」、②「英語を学びその背後にある生活・文化・国の違いを学んでいく国際理解と平和に役立つ子どもの育成」、③「国際化の中で、日本人としての歴史・文化・特性を身に付ける子どもの育成」に取り組むものである。英語能力の具体的な習得能力については、小学校卒業時に英検２級合格レベルの英語力を身につけることを目標とする。

7～8 （略）

<p>別紙（特定事業番号：816）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細</p> <p>特区計画認定後、直ちに学校設置認可に向けた作業を開始し、<u>学校設置認可のための手続きを進めると同時に、教職員の採用、校地校舎の整備、児童の募集等を行い、平成27年4月に開設した。</u>指導にあたる外国人教員等については、本設置校の教育方法等を熟知するための研修の機会を設け、開校後の授業が効果的に行えるような体制を整える。</p> <p>教育カリキュラムは、文部科学省の学習指導要領に準拠しつつ、小学校では扱っていない英語科を全学年において設置し、授業時数も各学年とも十分に確保するとともに、「<u>国語</u>」「<u>社会</u>」「<u>算数</u>」「<u>理科</u>」を除く教科等について、外国人教師による「英語イマージョン教育」を実施する。</p> <p>（具体的なカリキュラムは、別紙「教育課程表」のとおり。）</p> <p>学校施設については、敷地内に校舎棟の増築及び運動場を拡張し整備するものとし、それぞれ小学校設置基準等の法令等に則ったものとする。体育館については、当面は町体育館を使用するものとする。</p> <p><u>校舎の設置位置の変更</u> 既存校舎：群馬県佐波郡玉村町大字飯塚328番地 変更後の校舎：群馬県佐波郡玉村町大字飯塚345番地</p>	<p>別紙（特定事業番号：816）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細</p> <p>特区計画認定後、直ちに学校設置認可に向けた作業を開始する。<u>平成27年4月の開設に向け、学校設置認可のための手続きを進めると同時に、教職員の採用、校地校舎の整備、児童の募集等を行う。</u>指導にあたる外国人教員等については、本設置校の教育方法等を熟知するための研修の機会を設け、開校後の授業が効果的に行えるような体制を整える。</p> <p>教育カリキュラムは、文部科学省の学習指導要領に準拠しつつ、小学校では扱っていない英語科を全学年において設置し、授業時数も各学年とも十分に確保するとともに、「<u>国語</u>」を除く教科等について、外国人教師による「英語イマージョン教育」を実施する。</p> <p>（具体的なカリキュラムは、別紙「教育課程表」のとおり。）</p> <p>学校施設については、敷地内に校舎棟の増築及び運動場を拡張し整備するものとし、それぞれ小学校設置基準等の法令等に則ったものとする。体育館については、当面は町体育館を使用するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>
---	--

なお、株式会社群馬フェリーチェ学園によって設置される小学校については、将来的に学校法人立への移行を目指している。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) (略)

(2) 当該株式会社の設置する学校が当該ニーズに対応する教育を行うことが適切かつ効果的であると、地方公共団体が認めた理由を含めた具体的な内容

株式会社群馬フェリーチェ学園は、平成16年から幼稚部を開設し、現在は認定子ども園として182人が在園している。さらに、小学部については、平成21年から学校外の教育施設として開設し、学校設置会社として小学校を開校する前の平成26年には、1学年から6学年まで、43人が在籍していた。この間の教育活動を通じて、各年代おける英語イメージ教育による指導のノウハウは蓄積されている。

このノウハウを発展・応用させ具体化したものが小学校設置という本計画となっており、実際に本特例を活用し、平成27年4月に小学校を開校している。開校後は、児童数が年々増加し、現在、1学年から6学年まで、176人が在籍している。株式会社が運営することにより、民間企業の意欲とノウハウを活用して、創意工夫された教育サービスの提供がなされており、保護者からのニーズも高まっている。

また、幼稚部の保護者からの小学校設置の要望も強くあったこともあり、現在、幼稚部からの入学希望者が定員40名の約7割を占めている。

(3) 評価の方法及び審議会等合議制機関の構成について

なお、株式会社群馬フェリーチェ学園によって設置される小学校については、将来的に学校法人立への移行を目指している。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) (略)

(2) 当該株式会社の設置する学校が当該ニーズに対応する教育を行うことが適切かつ効果的であると、地方公共団体が認めた理由を含めた具体的な内容

株式会社群馬フェリーチェ学園は、平成16年から幼稚部を開設し、現在は認定子ども園として110人が在園している。さらに、小学部については、平成21年から学校外の教育施設として開設し、現在、1学年から6学年まで、43人が在籍している。この間の教育活動を通じて、各年代おける英語イメージ教育による指導のノウハウは蓄積されている。

このノウハウを発展・応用させ具体化したものが小学校設置という本計画となっており、株式会社が運営することにより、民間企業の意欲とノウハウを活用して、創意工夫された教育サービスの提供が期待される。

また、幼稚部の保護者からの小学校設置の要望も強く、設置後も継続的に一定の入学者が見込めるものである。

(3) 評価の方法及び審議会等合議制機関の構成について

特区計画が認定された後、「地方自治法の規定による附属機関」として本町が設置する玉村町国際教育特区学校審議会（以下「審議会」という。）により、毎年1回（年度終了後）学校評価を行うものとする。具体的には、学校経営の公共性、継続性・安定性の観点から、学校教育法、小学校設置基準、学習指導要領等に照らして、学校経営面及び教育内容面等について適切に評価できるよう、必要な評価項目を町が設定し評価を行うものとする。また、学校評価の一環として、中小企業診断士等による経営診断を計画しており、診断結果について審議会が評価する。それに基づき、本町教育委員会により必要な指導・助言を行うものとする。なお、実施した評価の内容は、町ホームページなどにより広く公表する。

また、審議会は、「学校の設置認可に関すること」、「学校評価に関すること」、「学校経営が悪化した際の調査審議に関すること」、「本町の事務局体制を含む指導監督全般に関すること」等の事項を所掌し、審議及び答申又は意見具申等を行うものとする。委員構成は、「学校の関係者」、「学識経験のある者」、「企業経営に関し知識経験のある者」、「企業経営者」等の関係者を予定している。

なお、学校管理、教育指導の知見を有する職員の配置については、当町教育委員会では、管理担当として教職員係長1人・指導担当として教科指導係長、生徒指導係長の2人が配置されており、主に管内の2幼稚園、5小学校、2中学校の指導に当たっており、この体制を活用して当該学校に対し本町教育委員会が指導に当たるものとする。

(4) ~ (5) (略)

(6) 株式会社に学校の設置を認めるにあたって、当該株式会社に求められる一定の要件について
本町では、「学校設置認可基準」を制定する。主な要件とし

特区計画が認定された後、「地方自治法の規定による附属機関」として本町が設置する玉村町国際教育特区学校審議会（以下「審議会」という。）により、毎年1回（年度終了後）学校評価を行うものとする。具体的には、学校経営の公共性、継続性・安定性の観点から、学校教育法、小学校設置基準、学習指導要領等に照らして、学校経営面及び教育内容面等について適切に評価できるよう、必要な評価項目を町が設定し評価を行うものとする。また、学校評価の一環として、中小企業診断士等による経営診断を計画しており、診断結果について審議会が評価する。それに基づき、本町教育委員会により必要な指導・助言を行うものとする。なお、実施した評価の内容は、町ホームページなどにより広く公表する。

また、審議会は、「学校の設置認可に関すること」、「学校評価に関すること」、「学校経営が悪化した際の調査審議に関すること」等の事項を所掌し、審議及び答申又は意見具申等を行うものとする。委員構成は、「学校の関係者」、「学識経験のある者」、「企業経営に関し知識経験のある者」、「企業経営者」等の関係者を予定している。

なお、学校管理、教育指導の知見を有する職員の配置については、当町教育委員会では、管理主事1人・指導主事2人が配置されており、主に管内の2幼稚園、5小学校、2中学校の指導に当たっており、この体制を活用して当該学校に対し本町教育委員会が指導に当たるものとする。

(4) ~ (5) (略)

(6) 株式会社に学校の設置を認めるにあたって、当該株式会社に求められる一定の要件について
本町では、「学校設置認可基準」を制定する。主な要件とし

て、「学校経営のための資産等を有すること（資産要件）」、「学校経営を担当する役員に学校経営の知識及び経験があること」、「学校経営を担当する役員に社会的信望があること」等を定めており、株式会社に学校の設置を認可するにあたっては、その適合の確認について、審議会を設置して審議するものとする。

①資産要件について

校地及び校舎の基本財産については、原則として自己所有であること。また、運用財産は、開設年度の年間経常経費の半年分に相当する運用資金を有することを想定しており、当該株式会社は、本要件を満たしていると判断している。

②役員に求める「学校経営に必要な知識」及び「社会的信望」について

当該株式会社の役員については、公立学校及び私立学校の教諭として、現場での教育実践に携わった経験を持つことに加え、文部科学省海外派遣教員の経験を有す者や、幼児期から小学生の時期における英語バイリンガル教育について、専門的な知識を有する者もいる。

また、当該株式会社は、平成16年から幼稚部を開設し、現在は幼児期における基礎的な英語力や会話力の修得を目標とする認定こども園を運営し、その実践的な英語教育は高い評価を得ており、本町内外から182名の園児が通園している。

さらに、幼稚部で培った基本的な英語力を最大限に伸ばすためには、12歳までのバイリンガル教育を必要とする方針の下、また、保護者からの強い要望もあって、当該株式会社は平成21年から小学部（私塾）を開設し、平成26年まで運営、その後、平成27年4月から学校設置会社による小学校として開校した。当該小学校には、現在、1学年から6学年まで、176名が在籍している。

て、「学校経営のための資産等を有すること（資産要件）」、「学校経営を担当する役員に学校経営の知識及び経験があること」、「学校経営を担当する役員に社会的信望があること」等を定める予定であり、株式会社に学校の設置を認可するにあたっては、その適合の確認について、審議会を設置して審議するものとする。

①資産要件について

校地及び校舎の基本財産については、原則として自己所有であること。また、運用財産は、開設年度の年間経常経費の半年分に相当する運用資金を有することを想定しており、当該株式会社は、本要件を満たす見込みであると判断しているものである。

②役員に求める「学校経営に必要な知識」及び「社会的信望」について

当該株式会社の役員については、公立学校及び私立学校の教諭として、現場での教育実践に携わった経験を持つことに加え、文部科学省海外派遣教員の経験を有す者や、幼児期から小学生の時期における英語バイリンガル教育について、専門的な知識を有する者もいる。

また、当該株式会社は、平成16年から幼稚部を開設し、現在は幼児期における基礎的な英語力や会話力の修得を目標とする認定こども園を運営し、その実践的な英語教育は高い評価を得ており、本町内外から110名の園児が通園している。

さらに、幼稚部で培った基本的な英語力を最大限に伸ばすためには、12歳までのバイリンガル教育を必要とする方針の下、また、保護者からの強い要望もあって、当該株式会社は平成21年から小学部（私塾）を開設し、現在、1学年から6学年まで、43名が在籍している。

ここでの教育の目標は、ネイティブレベルの英語力を修得し、英語で思考し表現を身に付けることとしているが、日本の文化や生活習慣を大切にしながら、日本語で学習する科目、英語で学習する科目に分かれ、常に日本語、英語の両方を学ぶ学習環境を整えており、子どもたちが将来中学に進学した時でも日本独自の教え方にも対応できるものとなっている。以上の理由により、学校外ではあるが、教育施設としての自覚と責任に基づく運営がされていると認められると共に、役員の学校経営に必要な知識及び経験があり、社会的信望も高いものと判断したものである。

③教育環境の改善について

当該株式会社は、当該学校に在学する児童及び保護者のニーズに基づき、かつ変化する社会状況を考慮しながら、教育環境の改善に努める。

ここでの教育の目標は、ネイティブレベルの英語力を修得し、英語で思考し表現を身に付けることとしているが、日本の文化や生活習慣を大切にしながら、日本語で学習する科目、英語で学習する科目に分かれ、常に日本語、英語の両方を学ぶ学習環境を整えており、子どもたちが将来中学に進学した時でも日本独自の教え方にも対応できるものとなっている。以上の理由により、学校外ではあるが、教育施設としての自覚と責任に基づく運営がされていると認められると共に、役員の学校経営に必要な知識及び経験があり、社会的信望も高いものと判断したものである。

(追加)

別紙

教育課程表

区分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
各教科の授業時数	国語	306 (±0)	315 (±0)	245 (±0)	245 (±0)	175 (±0)	175 (±0)
	社会	/	/	70 (±0)	90 (±0)	100 (±0)	105 (±0)
	算数	136 (±0)	175 (±0)	175 (±0)	175 (±0)	175 (±0)	175 (±0)
	理科	/	/	90 (±0)	105 (±0)	105 (±0)	105 (±0)
	生活	102 (±0)	105 (±0)	/	/	/	/
	音楽	68 (±0)	70 (±0)	60 (±0)	60 (±0)	50 (±0)	50 (±0)
	図画工作	68 (±0)	70 (±0)	60 (±0)	60 (±0)	50 (±0)	50 (±0)
	家庭	/	/	/	/	60 (±0)	55 (±0)
	体育	102 (±0)	105 (±0)	105 (±0)	105 (±0)	90 (±0)	90 (±0)
	外国語	/	/	/	/	0 (-70)	0 (-70)
	道徳の授業時数	34 (±0)	35 (±0)	35 (±0)	35 (±0)	35 (±0)	35 (±0)
	外国語活動の授業時数	/	/	0 (-35)	0 (-35)	/	/
総合的な学習の時間の授業時数	/	/	0 (-70)	0 (-70)	0 (-70)	0 (-70)	
特別活動の授業時数	34 (±0)	35 (±0)	35 (±0)	35 (±0)	35 (±0)	35 (±0)	
新設教科(英語科)	170 (+170)	175 (+175)	210 (+210)	210 (+210)	245 (+245)	245 (+245)	
総授業時数	1020 (+170)	1085 (+175)	1085 (+105)	1120 (+105)	1120 (+105)	1120 (+105)	

- * 1 標準授業時数と異なる授業時数を設定する教科等については、標準授業時数からの増減を()で記入し、網掛けにすること。
- * 2 英語による教育(いわゆるイマージョン教育)を行う場合には、標準授業時数や増減時数の下にアンダーラインを引くこと。
- * 3 年間35週で計算する。
- * 4 1、2年:週30時間、3年:週31時間、4、5、6年:週32時間授業として計算する。

(1)教育課程表

区分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
各教科の授業時数	国語	333 (+27)	333 (+18)	259 (+14)	259 (+14)	185 (+10)	185 (+10)
	社会	/	/	74 (+4)	111 (+21)	111 (+11)	111 (+6)
	算数	148 (+12)	185 (+10)	185 (+10)	185 (+10)	185 (+10)	185 (+10)
	理科	/	/	111 (+21)	111 (+6)	111 (+6)	111 (+6)
	生活	111 (+9)	111 (+6)	/	/	/	/
	音楽	74 (+6)	74 (+4)	74 (+14)	74 (+14)	74 (+24)	74 (+24)
	図画工作	74 (+6)	74 (+4)	74 (+14)	74 (+14)	74 (+24)	74 (+24)
	家庭	/	/	/	/	74 (+14)	74 (+19)
	体育	111 (+9)	111 (+6)	111 (+6)	111 (+6)	111 (+21)	111 (+21)
	道徳の授業時数	37 (+3)	37 (+2)	37 (+2)	37 (+2)	37 (+2)	37 (+2)
	外国語活動の授業時数	/	/	/	/	0 (-35)	0 (-35)
	総合的な学習の時間の授業時数	/	/	74 (+4)	74 (+4)	74 (+4)	74 (+4)
特別活動の授業時数	37 (+2)	37 (+2)	37 (+2)	37 (+2)	37 (+2)	37 (+2)	
新設教科(英語科)	185 (+185)	148 (+148)	111 (+111)	111 (+111)	111 (+111)	111 (+111)	
総授業時数	1110 (+260)	1110 (+200)	1147 (+202)	1184 (+204)	1184 (+204)	1184 (+204)	

- * 1 標準授業時数と異なる授業時数を設定する教科等については、標準授業時数からの増減を()で記入し、網掛けにすること。
- * 2 英語による教育(いわゆるイマージョン教育)を行う場合には、標準授業時数や増減時数の下にアンダーラインを引くこと。
- * 3 年間37週で計算する。
- * 4 1、2年:週30時間、3年:週31時間、4、5、6年:週32時間授業として計算する。